

## 別海町まちづくり懇談会等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民のだれもが豊かさを実感し、笑顔あふれるまち「べつかい」の実現に向けて、町民と行政の情報共有を図り、協働のまちづくりを推進するための懇談会等(以下「懇談会等」という。)を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において懇談会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1)「町長と話そう」 町長がまちづくり等の進捗状況や重点施策等について説明するとともに町民のまちづくり等に関する提案・意見等を行政運営に反映するため、様々な分野にわたり懇談するもので、全ての町民、自治会及び本町において活動する各種団体(以下「団体等」という。)を対象として町の主催で実施する。
- (2)「町長と話しませんか」 町長が団体等の求めに応じて、まちづくり等に関する様々な分野にわたり懇談するもので、団体等の主催で実施する。
- (3)「ミルクミーティング」 町長が団体等の求めに応じて、まちづくり等に関する様々な分野にわたり気軽に懇談するもので、町の主催で実施する。

### (町長と話そう)

第3条 「町長と話そう」は、町長が必要に応じて町内に出向き実施するものとする。

- 2 「町長と話そう」に係る会場等の使用手続き、その他必要な行為については原則として町長がこれを行うものとする。
- 3 「町長と話そう」の出席者は、町長、副町長、教育長、総務部長、関係部長等とする。

### (町長と話しませんか)

第4条 「町長と話しませんか」は、団体等の求めに応じ町長が出向き団体等の主催で実施する。

- 2 開催を希望する者(以下「申込者」という。)は、原則として開催の30日前までに「町長と話しませんか申込書」(様式第1号)により町長に申し込みするものとする。
- 3 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容等を確認の上、実施の可否を決定し、「町長と話しませんか決定通知書」(様式第2号)により申込者に通知する。
- 4 町長は、実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。
- 5 出席者は原則として、町長及び関係部長等とする。
- 6 開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は町内とする。

(ミルクミーティング)

- 第5条 「ミルクミーティング」は、おおむね5人以上の町民で構成された団体からの求めに応じて町の主催で実施する。
- 2 申込者は、原則として開催の30日前までに「ミルクミーティング申込書」(様式第1号)により町長に申し込みするものとする。
  - 3 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容等を確認の上実施の可否を決定し、「ミルクミーティング決定通知書」(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
  - 4 町長は、実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。
  - 5 出席者は、町長及び関係部長等とする。
  - 6 開催時間は、午前9時から午後5時までのうち1時間以内とし、開催場所は原則、役場庁舎内とする。

(実施の制限)

- 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、懇談会等の開催を取り消し、又は中止するものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
  - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
  - (3) その他、要件が満たされていないとき。

(庶務)

- 第7条 懇談会等の庶務は、総合政策課において処理する。ただし、各部署で所管する団体等から懇談会等の申込みのある場合の庶務は、各部署が主体となり総合政策課と連携をとり処理するものとする。

(その他)

- 第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。